

2022年度事業計画

I 事業計画の基本的な考え方

- (1) 地方分権の推進、市民自治の確立に向けて、行政・自治体職員と市民運動、N P Oとの接点にたって事業を進めます。
- (2) 学者、研究者とのネットワークの拡大につとめます。

II 事業計画

1. 地方自治に関する資料の収集及び公開事業（定款第4条第1号事業）

（総額 25万4千円）

- (1) 東京都及び市区町村の行政資料を収集し、公開する。
- (2) 地方自治に関する文献・定期刊行物を収集し、公開する。
 - ・定期刊行物・雑誌
 - ・地方自治研究センター機関誌
- (3) 地方自治に関する図書を収集し、公開する。
- (4) 会員・都民に入手資料を紹介し、閲覧に供する。
 - ・図書、資料を分類整理し、公開する。
 - ・機関誌『とうきょうの自治』及びホームページで入手資料を公開する。

2. 地方自治に関する調査・研究事業（定款第4条第2号事業）

（総額 136万3千円）

（1）都内基礎自治体ベンチマーク研究会（継続事業）

● 調査研究目的

公益財団法人生協総合研究所との共同プロジェクトとして、市区町村行政にかかるデータブック作成を引き続き実施する。

（2）分権時代の人事制度調査会（継続事業）

● 調査目的

地方分権・市民自治を推し進めるために、自治体職員の企画力・政策形成能

力・プレゼンテーション能力などが従来にも増して問われている中で、東京都及び市区町村の人事評価システムや人事制度の調査・分析を行い、分権時代にふさわしい人事制度を展望することとする。

(3) 災害時の自治体職員の役割研究会<仮称> (新規事業)

● 調査目的

想定される首都直下型地震や近年頻発する大型台風による水害、土砂災害等に対して、備える自治体の防災力は、現在どのような状況にあるのか。とりわけ災害時に、初動から復興まで要となるべき自治体職員に求められる役割とは何か。この調査・研究を通じて、実態、課題、今後の方向性等について考察する。

(4) 会計年度任用職員制度運用研究会<仮称> (新規事業)

● 調査目的

2020年4月から会計年度任用職員制度が導入され、会計年度任用職員は、「『相当の期間任用される職員』を就けるべき業務」以外の業務に従事する職と位置付けられているが、その該当性については明示がなく、各地方自治体による個別具体的な事例に即した判断に委ねられている。

そのため、常勤職員と会計年度任用職員の業務の線引きが、各自治体間によって相当異なっているという実態が生じている。

実際に東京都内においても、会計年度任用職員の割合が非常に高い自治体が存在する。そこで、東京都における実態を調査・研究し、会計年度任用職員制度運用の現状と課題、今後の方向性等について考察する。

3. 地方自治に関する研修会・講演会の開催事業 (定款第4条第3号事業)

(総額414万円)

(1) 月例フォーラム

月例フォーラムは、財政学校開催の2月及び夏季8月を除き毎月開催する。原則的にひとつのテーマについて、系統的に3回開催する。

・第1期 (3月～5月) No.296～298

「ジェンダー平等」

3月25日（金）「LGBTQ+も含めた誰もが自分らしく暮らしていける
社会を築くには」

講師：中島 潤（認定NPO法人ReBit 事務局長）

4月18日（月）「パンデミック時代の生活保障システムを
ジェンダー平等の視点から考える」

講師：大澤 真理（東京大学名誉教授）

No298は5月に渋谷区の「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」についての講演を予定しているが、講師については依頼中。

- ・第2期（6月～9月）No.299～301
 - ・第3期（10月～12月）No.302～304
-
- ・2023年1月 No.305 「2023年度東京都予算案」

（2）第39回財政学校

2023年2月に、講座形式で開催する。2023年度の国の予算と地方財政対策、東京都、市区町村の予算分析を中心にカリキュラムを編成する。

（3）財政分析講座等の取り組み

前項の集中方式の財政学校にとどまらず、団体会員や市民団体の「財政分析講座」開催にあたって、積極的に協力する。具体的には市町村と特別区に分けて、それぞれ第一線で働く自治体職員の方々と意見交換・協働しながら分析を進める。

（4）他団体との共催講座

定例的な月例フォーラムに加えて、都本部政治政策局や連合東京とも協力して、時宜に応じたテーマでセミナー、シンポジウムを開催する。

（5）先進自治体視察研修「まちづくりウォッチング」

全国の自治体における先進的な取り組みに学ぶため、都内自治体を含めた関東圏内を対象に視察研修を実施する。

4. 地方自治に関する機関誌及び図書の刊行事業（定款第4条第4号事業）

（総額 589 万 2 千円）

（1）『とうきょうの自治』の発行

年4回（6月、9月、12月、3月）発行の季刊とする。取材記事・インタビュー記事・投稿等も掲載し、読みやすい内容となるよう心がける。

- ・配布対象 会員・自治体・公共図書館・各県自治研究センターほか
- ・発行部数 4,000 部

（2）紀要『るびゅ・さあんとる』（La Revue du Centre）の発行

東京自治研究センター紀要『るびゅ・さあんとる』を年一回発行する。引き続き時宜に適ったテーマで学術性の高い論文を掲載していく。

（3）印刷物の刊行・普及

研究事業の成果を公表する媒体として、適宜印刷物を刊行し、普及と活用を図る。

（4）ホームページの充実

ホームページが、当センターと各会員をはじめとした都民全体をつなぐパイプとして十分機能するよう、引き続き内容の充実を図る。

5. 地域自治研究センター及び関東甲各県センターとの交流・共同事業について

東京都内には、八王子・町田・調布・西東京に4つの地域自治研究センターが存在する。これらの地域の自治研究センターはじめ、市民の政策研究活動との交流及び情報交換を行う。

また広域的な行政課題への対応を見据え、関東甲地域に存在する各県センターとの組織的な交流を強め、共同研究を企画する。

さらに、全国の地方自治研究センターとの意見交換・交流を目的意識的に進めるとともに、地方自治総合研究所との共同プロジェクト等に参画する。